

商品概要説明書

4 リフォームローン（一般型A）

(2025年4月1日現在)

商品名	リフォームローン（一般型A）
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。</p> <p>○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。</p> <p>ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。</p> <p>(住宅関連設備の例)</p> <p>①門、塀、車庫、物置。</p> <p>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</p> <p>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</p> <p>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</p> <p>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</p> <p>⑥太陽光発電システム。</p> <p>⑦耐震改修工事費。</p> <p>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</p> <p>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</p> <p>⑩その他住宅本体以外のもの。</p> <p>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。</p>
借入期間	<p>○1年以上20年以内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。</p> <p>○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。</p>

借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>														
担保	<p>○不要です。</p>														
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（長崎県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>														
保証料	<p>○保証料率は年0.23%で、ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料、お借入利率年5.23%の例】</p> <table border="1" data-bbox="509 1503 1428 1653"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>1,251</td> <td>3,616</td> <td>6,068</td> <td>8,596</td> <td>12,536</td> <td>19,485</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料 (円)	1,251	3,616	6,068	8,596	12,536	19,485
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料 (円)	1,251	3,616	6,068	8,596	12,536	19,485									
団体信用生命共済 (保険)	<p>○借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="504 1901 1315 2045"> <tr> <td>団体信用生命共済（保険）名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>借入期間が10年以内の場合</td> <td>なし</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	借入期間が10年以内の場合	なし								
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	なし														
借入期間が10年以内の場合	なし														

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年0.20%</td> </tr> </tbody> </table>	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	団体信用生命共済（連生）	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.20%	団体信用生命保険（ワイド）	年0.20%
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%														
団体信用生命共済（連生）	年0.10%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%														
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%														
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.20%														
団体信用生命保険（ワイド）	年0.20%														
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.30%</p>														
手数料	<p>○確定日付事務取扱手数料 … 1,100円（※確定日付を要する場合）</p>														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0956-64-2741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福岡弁護士紛争解決センター</p> <p>天神センター（電話：092-741-3208）</p> <p>北九州センター（電話：093-561-0360）</p> <p>久留米センター（電話：0942-30-0144）</p>														
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>														

JAながさき西海